

学生海外調査研究	
トルコ共和国アンカラにおける都市開発と住民運動 ―「居住権」と公共性の視点から―	
氏名 小川 杏子	ジェンダー学際研究専攻
期間	2014 年 8 月 25 日～2014 年 9 月 16 日
場所	トルコ共和国 アンカラ
施設	アンカラ大学, ビルケント大学, TMMOB 建築家協会アンカラ支部, Dikmen Vadisi Barınma Hakkı Bürosu

内容報告

1. はじめに（研究背景・本調査の目的）

トルコ共和国では、1950 年代以降の都市化にともない「ゲジェコンドゥ」が都市の「課題」の 1 つとなった。「ゲジェコンドゥ」はトルコ語で「一夜建て」を意味する、いわゆる「不法居住住宅（地区）」である¹。ゲジェコンドゥをめぐる「問題」は極めて今日の問題であり、報告者がフィールドとするアンカラでは、現在進行している第 5 次首都開発計画の終了年、2015 年には既存の「ゲジェコンドゥ」全てが消失するとも言われる。アンカラにおいては、1990 年代以降進められている公園、高層住宅等の建設を進める開発計画において、行政は「ゲジェコンドゥ」の“残る”空間を「理想的な」空間とは異質なものと捉え、それゆえに「開発」の対象としてきた。このような状況の中で非近代・不法性イメージを付与されてきたアンカラの「ゲジェコンドゥ」の 1 つである Dikmen Vadisi では、2006 年から組織化された住民の抵抗運動が起きている²。そこでは、「居住権（Barınma Hakkı）」という概念が重要な役割を果たし、国内外の様々な組織を結び付けている³。

調査者は、これまでの研究において以下の 2 点を明らかにした。第 1 に、トルコ共和国首都アンカラにおける都市開発と「ゲジェコンドゥ」をめぐる政策の歴史的変遷を追うことにより、「ゲジェコンドゥ」がその時代ごとの行政の意図によって定義づけられてきたことである。また、Dikmen Vadisi⁴における調査および支援団体（TMMOB 建築家協会アンカラ支部⁵および Halkevelri（人民の家）⁶）におけるインタビューおよび資料調査より、「居住権（Barınma Hakkı）」というものが運動の土台であり支えでもあることが明らかとなった。

しかしながら、これまでの研究においては、第 1 により「実証的」なデータをもとに都市開発の過程およびその中における Dikmen Vadisi の位置づけを明らかにすることである。第 2 に、住民が運動の際に掲げている「居住権」という概念の具体的な成立背景とグローバルに議論されている「居住権」概念との関係を明らかにすることである。本調査研究は以上の点に取り組むものである。

本報告ではまず本調査研究および調査地についての概要を記述する。現地で収集した資料およびインタビュー調査をもとに、第 2 章では Dikmen Vadisi の開発プロジェクトに関する今後の分析可能性について述べる。続く第 3 章では、「居住権（Barınma Hakkı）」概念について、インタビューで得た内容をもとに、今後の研究の可能性も含め報告をする。

2. 調査研究概要

2.1 調査研究内容

本調査研究では、トルコ共和国の首都アンカラを訪れ、図書館や大学での関連資料収集および教授から聴き取りをおこなうとともに、対象とするゲジェコンドゥ（「不法居住住宅地区」）地域である Dikmen Vadisi における住民運動組織および支援団体（Halkevleri, TMMOB 建築家協会アンカラ支部）を中心に調査・資料収集を行った。調査方法は、参与観察・インタビュー調査・文献資料収集が主である。具体的な調査内容と方法は以下の通りである。ビルケント大学、中東工科大学および TMMOB トルコ建築家協会アンカラ支部図書館におけるアンカラの都市開発と Dikmen Vadisi に関する資料収集。ビルケント大学、アンカラ大学における研究者へのインタビュー調査。Dikmen Vadisi 居住権オフィス代表および Mamak 居住権オフィスの主要メンバーへのインタビューおよび当該地での参与観察を通じた運

動の現状の考察。

2.2 研究調査地概要

本調査研究の調査地は、トルコ共和国の首都アンカラ広域市である。アンカラ広域市は中央アナトリア地方のアンカラ県に位置する。人口は約 395 万人（2007 年現在）で面積は 2516k m²である。1923 年にトルコ共和国成立後、「アンカラが新しいトルコ人国家の中心となることに関する法律」に基づきその首都となり、それ以降「首都」として都市開発が進められてきた。イスタンブールからの首都移転に伴い、人口増加⁷するなど、住宅供給・居住問題は首都成立後から 1 つの課題であった。建国直後の「新都市開発計画」、5 度の「首都開発計画」に基づき都市開発が進められており、上述のように、現在の開発は 2015 年を目標として計画された第 5 次首都開発計画に基づき進められているものである。

本調査研究の中心である Dikmen Vadisi の位置するチャンカヤ区は大使館、行政府などがある、アンカラ広域市の行政の中心地である⁸。なお、チャンカヤ区 Dikmen Vadisi のゲジェコンドゥをめぐる開発が本調査研究の中心であるが、Dikmen Vadisi の位置づけを明らかにすること、そして今後の研究の方向性を再考するために、同様のゲジェコンドゥ住民組織があり、チャンカヤ区に隣接するママック区⁹にも訪れた。

3. Dikmen Vadisi における開発プロジェクトとアンカラ広域市内における位置づけ

Dikmen Vadisi における開発プロジェクトは、上述の第 5 次首都開発計画に基づき 1990 年代から進められてきた 31 の開発プロジェクトの 1 つである¹⁰。この開発は、5 つの段階 (Etap) に基づき進められており、現在は第 3 段階までがほぼ終了している¹¹。

本報告書において収集資料と分析結果についてすべてを述べることは困難であるため、ここでは第 1 に Dikmen Vadisi の開発プロジェクトに関する収集資料の概要と今後の分析可能性について述べる。第 2 にビルケント大学でのインタビュー調査をもとに、現在の開発の状況を再考することを試みる。なお、今回の調査ではアンカラ大学教授 Mehmet Somuncu 教授の助力を受け、アンカラ広域市を訪れ資料収集を試みたが、データ等の資料は入手することができなかったためここでは特にビルケント大学で収集した資料について述べる。

3.1 収集資料概要および今後の分析可能性

以下、今回の調査研究において収集した資料についてその概要と今後の分析可能性について指摘する。

資料 1 : Metropol Imar A.Ş., *Dikmen Valley Housing and Environmental Development Projecct Feasibility Report*, 1991 April, Ankara 全 85 ページ

資料 2 : Metropol Imar A.Ş., *Dikmen Valley Housing & Environmental Development Project*, 1992 April, Ankara 全 15 ページ

資料 3 : Metropol Imar A.Ş. Design construction counsultancy, Dikmen Valley urban development project, 発行年不明, Ankara 全 10 ページ

資料 4 : Metropol Imar A.Ş. Design construction counsultancy, Dikmen Vadisi Project Housing & Environmental development project, 発行年不明, Ankara 全 5 ページ

資料 5 : Metropol Imar A.Ş. Proje inşaat danışmanlık, Ankara Vadiler projesi, 発行年不明, Ankara, 全 3 ページ

資料 6 : Metropol Imar A.Ş. Proje inşaat danışmanlık, Dikmen Vadisi Konut ve çevre geliştirme projesi, 1/5000 Nazım İmar planı Açıklama raporu, 発行年不明, Ankara 全 33 ページ

アンカラ広域市の開発担当部局によって出された報告書の英語版およびトルコ語版であり、プロジェクトの対象地域についての地理的・経済的側面からの調査報告およびプロジェクトの実施にあたりかかる費用に関する経済面での分析がなされている。今回、ゲジェコンドゥにおける人口の推移やアンカラ市内の各ゲジェコンドゥ地区の住宅数についてのデータを入手することはできなかった。しかしながら、本データをその歴史的背景を鑑みながら考察を進めることにより、Dikmen Vadisi における開発前のゲジェコンドゥの実態と開発が進められる背景が数値だけではない側面からも明らかとなると考えられる。

資料 7 : Metropol Imar A.Ş., *Dikmen Vadisi Çevre Galiştirme Projesi I .Bölge*, 発行年不明, Ankara (パンフレット)

前アンカラ広域市長を務めていた Murat Karayalçın¹²の時代に発行された Dikmen Vadisi の開発に関するパンフレットであり、どの地域が対象かそして住民への補償などについて紹介されている。

Dikmen Vadisi および他のゲジェコンドゥ地域では現市長 Melih Gökçek¹³への批判が聞かれており、今後現政権が発行する資料（アンカラ広域市発行のフリーペーパー等）との比較分析を通じてその背景が考察されうる。

資料 8 : Dikmen Vadisi Konut ve çevre geliştirme projesi İş akım şeması

Dikmen Vadisi における開発に関して、流れの概要を示した図であり、プロジェクトにおける業務内容の分類および遂行過程が示されている。主に第 1 段階について示したものであるが、今後現在進められている第 4・第 5 段階のプロジェクトについての理解の土台となるあるいは比較分析により行政の方針の変化が考察されうる。

3.2 ビルケント大学におけるインタビュー調査— Dikmen Vadisi の開発プロジェクトの過程と変化

今回の調査においては、ビルケント大学の Bülent Batuman 助教授より紹介をいただいて、Dikmen Vadisi の開発初期（第 1 段階・第 2 段階）のプロジェクトにプランナー側として参加していた、ビルケント大学専任講師である、Deniz Baykan Altay 氏、Sedvan Teber 氏に当時の状況について話を伺うとともに、開発に関わる資料¹⁴を得た。

両氏によると、第 1・第 2 段階の開発と現在の開発を比較すると、目的や行政側の態度において変化が見られるという。第 1 に住民との交渉における態度の変化、第 2 に目的の変化である。第 1 段階・第 2 段階においては、住民を彼らが持っている権利ごとに住民を分類し、それぞれに交渉方法を分けていたという。また、地区長（あるいは村長）を通じて住民の意見をまとめ、地区長たちと交渉をする場をつくっていたという。現在はこのような形で、住民の意見をくみ取るような交渉が行われていないということがこれまでの調査で得たゲジェコンドゥの住民の話から伺える¹⁵。この点に関しては今後さらに、行政資料やインタビュー調査を重ねたうえでの検討が必要である。第 2 に、目的に関しては、最初は緑地帯や「公的空間」をつくらうとしていたが、カルチャーブリッジ¹⁶（第 1 段階と第 2 段階の地域の間の橋¹⁷）の建設のあと、「ポピュリスト的¹⁸」開発に変化をしたということであった。この点に関しては、「ポピュリスト的」という点については検討が必要であるが、開発の段階を追うごとに目的が変化をしている点については、先行研究でも指摘されている通りである¹⁹。調査者がこれまでの研究を通じて明らかにしたように、アンカラという都市空間の開発をめぐるのは、その時代ごとに目的や方針が変化をしている²⁰。Dikmen Vadisi における開発も同様であり、1990 年代から現在に至る 20 年間で、課題が変化をするとともに、「公的」に理想とされ目指される空間が変化をしていることが伺える²¹。

4. 「居住権 (Barınma Hakkı)」概念とゲジェコンドゥ

調査者のこれまでの調査において、ゲジェコンドゥにおける住民運動で掲げられている「居住権 Barınma Hakkı」がその運動の土台となっていることが考察された。いわゆる“居住権”を掲げる住民の運動は、ラテンアメリカやアジア諸国など世界各地で行われていることは、先行研究でも指摘のとおりである。ここでは、トルコのゲジェコンドゥをめぐる住民運動、そして Dikmen Vadisi における住民運動で掲げられる「居住権 (Barınma Hakkı)」がどのような概念として用いられているのか考察することを目的とする。

4.1 各アクターの「居住権 Barınma Hakkı」概念

今回の調査においてインタビューを行った、大学の教授・Dikmen Vadisi の住民組織の代表および Mamak での住民運動の中心的役割を担う人物の「居住権」に関する見解は以下の表の通りである。

Bülent Batuman 氏：ビルケント大学助教授・TMMOB 建築家協会アンカラ支部メンバー

「1996 年の Habitat と関係があるかもしれない、2000 年代から使われている可能性がある。」

「Halkevleri の人々が Gecekondu へ持ち込んだと考えられる。」

「建築家協会の人々は積極的に使っているというわけでもない。」

Tarik Çalışkan 氏：Dikmen Vadisi 居住権オフィス代表

「憲法の住居権 (Konut Hakkı 第 57 条) は単に建物の権利。居住権 (Barınma Hakkı) はより広い、生きるため (Yaşamak) の権利。」

Fuat Keser 氏：Mamak 居住権オフィスの中心メンバー・Mamak の Halkevleri の元メンバー・年金生活者のための団体を組織

「居住権 (Barınma Hakkı) は水、教育、食べ物といった生きるため (Yaşamak) のすべての権利。人間だけでなく木も動物もすべてのものが持っているもの。」

4.2 トルコ共和国憲法における「住居権 (Konut Hakkı)」との比較

「居住権 (Barınma Hakkı)」概念について、Dikmen Vadisi Barınma Hakkı Bürosu (Dikmen Vadisi 居住権オフィス) によって出版された Orada Hayat Var (「そこに人生がある」) では、以下のように

定義されている。

「“居住権 (Barınma Hakkı)” は、“住居権” あるいは“プロジェクトにおいて文字通り所有者となる権利” あるいは (行政の仕事と業務における) “公正と公平性の要求”、すなわちすべてを含むすべてを乗り越えそして貧しい人々が人間らしく生きる権利を基本的なものとして具体化する要求、闘争協議事項である。この略奪と強奪の秩序に反対するすべての存在によって、すなわち家、庭園、道、公園、球状の広場 (区域)、電気、水、バス、健康 (sağlık ocağı)、子どもたちの学校とともに、貧しい人々のすべてとして存在する意志と反抗である。Vadi の住民にとって“居住権 (Barınma Hakkı)” は、すなわち地区 (Sokak) から追放されないこと、ゲジェコンドゥと土地を自分のものと主張することである。しかし同時に無料の水の権利、燃料の権利、交通の権利、食べ物 (育成) の権利、健康な環境で生きる権利、子どもの公園の権利、広場の権利、健康の権利、教育の権利、仕事の権利などである。(Dikmen Vadisi Barınma Hakkı Bürosu2012 より調査者訳。下線部も調査者による。)」

今回の調査で Dikmen Vadisi 居住権オフィスの代表の指摘にあるように、トルコ共和国憲法において「居住権 (Barınma Hakkı)」と関連する概念として第 57 条に「住居権 (Konut Hakkı)」がある。

第 57 条 「住居権 (Konut Hakkı) (鉤括弧は申請者による。)」

国家は、都市の特性および環境条件を考慮に入れた計画の枠内で、住宅需要に対処する政策を講じ、また、集合住宅のプロジェクトを支援する〔澤江史子訳²²⁾〕。

住民が運動の中で掲げている「居住権」概念は、国で定められている「住居権」とは異なる、より抽象的な概念であると指摘できる。話し手による理解の差異から、これは運動を通じて現在進行形で形成・理解をされているものであると考えられ、人々が生まれながらに持つ「生きる権利」という点に加え、様々な意義付けがなされ、現在の運動を形づくっていることが伺える。また、調査者のこれまでの調査でもみられたように²³⁾、ゲジェコンドゥ住民を自らの住宅の問題だけではなく、都市開発への反対運動など他の問題への関心へと結び付けているのもこの概念であると考えられる。この概念はハビタット²⁴⁾の影響も考えられるという話も聴かれたが、いつからどのように使われているかに関してあるいは団体・個人の見解の類似点・相違点についてはまだ明らかではなく、この権利についてのフォーラムの記録集などの分析を通じて今後明らかにしていく。

5. おわりに

今回の調査を通じて、考察されたのは以下の 2 点である。第 1 に、Dikmen Vadisi の開発プロジェクトの方針やその内容および住民との交渉の方法が、20 年間で各段階によって変化をしている可能性があることである²⁵⁾。そして第 2 に、「居住権」という概念はゲジェコンドゥの住民運動の中では「生きる権利」という普遍性を持って理解されている概念であるということであり、この点が憲法で定められている「住居権」とは大きく異なるものであるという点である。この概念に関して詳細に分析した研究は見られず、今後もゲジェコンドゥ住民や支援団体関係者へのさらなるインタビュー調査を重ねることにより考察を深めることが重要である。また、ゲジェコンドゥの人々をめぐる裁判など、「公的」な場でも使われている概念であるのか、あるいは運動の中でのみ使われる概念であるのか、上述した資料などを基に分析を進めていく。今後この「居住権」という概念を中心的主題として考察をすすめることは、行政側と居住者側の「公共空間」のあり方に対する認識を明らかにすることとなり、都市空間を通じて「公共」なるものについて考察することともなる。なお、本調査は調査者の博士論文において、住民運動の背景を描く際の土台となるものであり、日本地理学会春季大会で報告予定である。

今回の調査では、Dikmen Vadisi においてシリアから逃れてきたクルド人難民がテント²⁶⁾を張り生活している姿が見られた²⁷⁾。この場合は単にアンカラやトルコということだけでなく、「中東」の中のトルコが表出する場であり、多様な人々が含みこまれうるのがゲジェコンドゥという場なのかもしれない。近年の空間・場所に関する議論で指摘されているように、グローバルな秩序に対抗するローカルな運動が、固有の場所に根ざしながらも、外部との関係性にねざした開かれた場所構築²⁸⁾を果たしていけるのかは、現代世界の重要な課題である²⁹⁾。今後この議論をふまえたうえでアンカラの都市開発とゲジェコンドゥの住民運動を検討することは「ゲジェコンドゥ」という場の持つ一側面を明らかにすることとなるとともに、他者の排除に陥らない「真に公共なるもの」³⁰⁾を考える際の一助ともなると考える。

(本調査研究は国際的な女性リーダーの育成に関わる調査研究の助成を受けたものである。)

注

1. 「ゲジェコンドウ」の定義は様々であり、現在は現在では3種類に分けて考えられている〔村上2011〕。それによると、第1に「土地の権利証書はあるが建物が不法建築」であるもの、第2に「権利証書はないが恩赦令(Af)によって建物と土地の利用権が与えられている」もの、第3に権利証書もなく建物も不法であるものである。
2. Dikmen Vadisi Barınma Hakkı Bürosu“*Dikmen Vadisi Halkının Barınma hakkı mücadelesinin kısa bir özeti*”,Orada Hayat var 2012
3. 調査者の2013年9月の調査で明らかとなった。
4. Dikmen Vadisi とは、その谷状の地形とも関連するように、「ディクメン谷」という意味である。ここでは住民運動内で Dikmen Vadisi 居住権オフィスのことを指し Dikmen Vadisi という場合もあり、単に地名としてのみ使われているのではないため、すべて英語表記とする。
5. TMMOB とはトルコ建築家協会の略称であり、建築家協会はアンカラ・イスタンブールといった大都市のゲジェコンドウにネットワークを持ちながら彼らの活動の支援を行っている組織である。両者とも出版物を出すなどゲジェコンドウの活動を社会に示す活動を行っており、特に後者は大学の教授とも連携を取りながら活動をしている。
6. Halkevleri (人民の家) とは、建国以降トルコ国家のナショナリズムを支えてきた文化組織であるが、政権の変遷を受けて、現在では農民や貧困層に焦点を当てた支援活動を行っている団体である。
7. 建国以前の1919年は25000人であったが、27年には75000人となった〔寺阪1994〕。
8. Dikmen Vadisi は、アンカラの中心地クズライから南に位置する地域である。
9. チャンカヤ区の Dikmen Vadisi という限られた場所のゲジェコンドウ住民で組織される Dikmen Vadisi 居住権オフィスとは異なり、Mamak の住民運動組織はこの区をもとに形成されている。Dikmen Vadisi1 との表記の統一のために、以下 Mamak と表記する。
10. Güzey2009
11. 第1・2段階は前市長 Murat Kalayalcı の時代に終了している。
12. 1984年～Mehmet Altınsoy,(AP) 1989年～Murat Karayalçın,(SHP)1993年～Vedat Aydın が広域市となってからの歴代の市長である。現在の市長は1994年から務めている。
13. 現在のトルコの政権与党 AKP (公正発展党) の議員である。Dikmen Vadisi では、2009年の地方選挙においては、Merih Gökçek への反対キャンペーンを張るなど政治的活動も行われている〔Orada Hayat Var より〕。
14. 3.1 で記載のもの。
15. 2013年9月調査より。
16. カルチャーブリッジは谷の兩岸を結ぶようにつけられているものであり、その両端には住宅があり、橋の部分には買い物などができるいわゆる「公的空間」が広がっているようなつくりとなっている〔ビルケント大学でのインタビューによる〕。
17. それぞれの段階は橋によって区切られているのも Dikmen Vadisi の開発の大きな特徴である。
18. Deniz Baykan Altay 氏の言葉による。
19. Güzey2009
20. アンカラのという都市空間の形成の歴史は大きく3つの時期に分けられる。3つの時期とは、第1に建国初期の1920年代～1950年代に至る時代、第2に1950年代から1980年代、第3に1980年以降である。“西欧列強”の脅威を受けて成立したトルコ共和国は、建国直後は近代的すなわち西欧的な国家を目指して都市計画を進めていた。つづく1950年代は、工業化・ゲジェコンドウの拡大をめぐる葛藤の中で都市政策が行われた。冷戦構造の中で、対共の最前線に置かれたトルコへ、アメリカは莫大な援助を与えます。これはトルコの農業の近代化をもたらし、大規模農業化と工業化の中で、地方から都市への人口流入が進んだ。従来のプランで予測されていた人口規模を大きく上回る人々がアンカラにやってきたことから、プランの見直しを迫られて政策を変遷し、いかに人口流入に対応するかということをめぐる都市政策が進められていく。「工業化」の進む1950年代以降人口の急激な増加が進むとともに、そこに占めるゲジェコンドウ人口の割合も増加していた。1960年代半ばまではそれゆえに基本的にはゲジェコンドウ排除の方針がとられます。しかしながら、社会福祉的手段としての重要性も発見され、1966年のゲジェコンドウ法以降はゲジェコンドウ容認という政策が進められる1980年代までは中央集権的な国家主導の工業化が進められていたのに対し、1980年代以降は徐々に脱集権化が進められ、地方政府が力を持つようになると同時に、ネオリベラリズムの政治へと移行していく。これは1970年代の経済状況を受けたものであり、1980年代後半には自治体サービスの民営化、都市政策においてもネオリベラリズム的な政策が進められていく。
21. この点に関しては、3.1の資料をもとに考察を進める。
22. 公益財団法人 日本国際問題研究所が公開する資料
(http://www2.jiia.or.jp/pdf/global_issues/h12_kenpo/07turkey.pdf) の澤江史子訳による。
23. 2013年9月の調査の際には、中東工科大学敷地内における伐採への反対運動、あるいはエジプトやシリアにおける政治的問題やその後の紛争に関わるデモに参加するといった話が聞かれた。
24. イスタンブールで開かれた1996年の第2回国連人間居住会議以降、「居住権」は基本的人権の1つとして位置づけられた。人間の安全保障においては、生存、生活や尊厳を確保するための基本的条件を人々が得られるようなシ

システムの構築が1つの目的とされている。。そこでは、「適切な住居」という概念により、文化的アイデンティティを考慮した居住環境の重要性が指摘されると同時に、都市再開発や都市美化計画、オリンピックなどの大きなイベントの開催に際しての「強制立ち退き」が人権侵害であるということが確認されている（1997年国連社会権規約委員会「一般的意見」）。そして、この「居住権」を求めて世界各地で住民運動が起きているのである。

25. 今回の調査においては、行政資料へのアクセスへの限界などもあり、開発プロジェクトについて十分に「実証的」に明らかにすることが困難であった。今後は、行政ではなく、そのプロジェクトに関わったプランナーへのインタビュー調査など、異なるアプローチも検討していく必要がみえてきた。
26. UNHCRのロゴの入ったテントを使用しているケースもみられた。
27. クルド語が話せる住民がコミュニケーションをとっているということであった。
28. Massey1993
29. ハーヴェイ 2013
30. マッシー2014

参考文献

(邦文)

- 新井政美 2001.『トルコ近現代史』 みすず書房
澤江史子 2005.『現代トルコの民主政治とイスラーム』ナカニシヤ出版
設楽國廣 2008. アンカラ概略史. 史宛 68(2)
寺阪昭信 ほか 1994.『イスラム都市の変容【アンカラの都市発達と地域構造】』古今書院
デヴィッド・ハーヴェイ 2013.『コスモポリタニズム——自由と変革の地理学』作品社
ドリー・マッシー (2014)『空間のために』月曜社
村上薫 2006. トルコの「新しい貧困」問題. 現代の中東 41: 37-46
村上薫 2011. イスタンブールは誰のもの？—ゲジェコンドゥと都市再開発. アジ研ワールド・トレンド 191: 30-31
東京外国語大学 2013『トルコ語記事翻訳ハンドブック 2013』

(英文)

- Bayram Uzun,Mehmet Çete, H..Mustafa Palancıoğlu. 2010. Legalizing and upgrading illegal settlements in Turkey. Habitat International 34 :204-209
Batuman Bülent. 2012. City profile:Ankara. Cities.31: 578-590
Kacar Duygu. 2010. Ankara, a Small Town, Transformed to Nation's Capital. Journal of Planning History 9(1):43-65 SAGE
H.Kapat Kemal. 2004. The Genesis of the Gecekondu: Rural Migration and Urbanization(1976). European Journal of Turkish Studies.
METU city and regional planning department study group 1985. ANKARA from 1985 to 2015 Enlish Summary.
Dündar Özlem. 2001. Models of Urban transformation Informal housing in Ankara. Cities, 18(6):391-401
Dündar Özlem. 1996. The Dikmen Valley squatter housing renewal project in Ankara. Ekistics. 63(376/377/378)
Güzey Özlem. 2009. Urban regeneration and increased competitive power:Ankara in an era of globalization. Cities 26 :27-37
Erman Tahire 2001. The politics of gecekondu(squatter) studies in academic discourse. Urban Studies 38(7) : 983-1002
Erman Tahire. 2012. Urbanization and urbanizm. The routledge handbook of modern Turkey. 293-302. U.K
Massey, D. (1993) Power-geography and progressive sense of place. In Bird, J. et al. eds. *Mapping the Futures: Local Cultures, Global Change*. Routledge: 59-69,
(トルコ語文献)
Keleş Ruşen. 2012. Kentleşme Politikası,12Baskı
Ankara Büyükşehir Belediyesi, Büyükşehir Ankara 2013/3/19-26,
Dikmen Vadisi Barınma Hakkı Bürosu 2012. Dikmen Vadisi Halkının Barınma hakkı mücadelesinin kısa bir özeti. Orada Hayat var

おがわきょうこ／お茶の水女子大学大学院 人間文化創成科学研究科 ジェンダー学際研究専攻

指導教員によるコメント

小川杏子さんは、トルコの首都アンカラで、約3週間のフィールドワークを行った。彼女のトルコ調査は今回で3回目であるが、トルコ語の能力も上達し、本格的な調査を行うことができたと評価している。現地では、アンカラ大学の地理学科教授の助力を得て、公的資料を収集した。さらに主調査地であ

る再開発に抵抗する民衆住宅地（ゲジェコンドウ）に繰り返し通い、参与観察を含むインタビューを行って、住民との信頼関係を構築した。とりわけ女性住民とのコミュニケーションが成功したのは大きな成果だと考える。今回の調査のキー概念である「居住権」について、政府の公式見解とは異なり、運動に関わる住民たちが「生存権」として提起していることも重要な発見であろう。Dikmen Vadisi が近代化・開発が進むアンカラの都市空間の中にあつて、そこに入り込めない貧困者、難民など周縁的な存在を受容する場所として、どのような可能性をもつのか、さらなる検討が期待される。

（人間文化創成科学研究科・熊谷圭知）

¹ 「ゲジェコンドウ」の定義は様々であり、現在は現在では3種類に分けて考えられている〔村上2011〕。それによると、第1に「土地の権利証書はあるが建物が不法建築」であるもの、第2に「権利証書はないが恩赦令（Af）によって建物と土地の利用権が与えられている」もの、第3に権利証書もなく建物も不法であるものである。

² Dikmen Vadisi Barınma Hakkı Bürosu“*Dikmen Vadisi Halkının Barınma hakkı mücadelesinin kısa bir özeti*”,Orada Hayat var 2012

³ 調査者の2013年9月の調査で明らかとなった。

⁴ Dikmen Vadisi とは、その谷状の地形とも関連するように、「ディクメン谷」という意味である。ここでは住民運動内で Dikmen Vadisi 居住権オフィスのことを指し Dikmen Vadisi という場合もあり、単に地名としてのみ使われているのではないため、すべて英語表記とする。

⁵ TMMOB とはトルコ建築家協会の略称であり、建築家協会はアンカラ・イスタンブールといった大都市のゲジェコンドウにネットワークを持ちながら彼らの活動の支援を行っている組織である。両者とも出版物を出すなどゲジェコンドウの活動を社会に示す活動を行っており、特に後者は大学の教授とも連携を取りながら活動をしている。

⁶ Halkevleri（人民の家）とは、建国以降トルコ国家のナショナリズムを支えてきた文化組織であるが、政権の変遷を受けて、現在では農民や貧困層に焦点を当てた支援活動を行っている団体である。

⁷ 建国以前の1919年は25000人であったが、27年には75000人となった〔寺阪1994〕。

⁸ Dikmen Vadisi は、アンカラの中心地クズライから南に位置する地域である。

⁹ チャンカヤ区の Dikmen Vadisi という限られた場所のゲジェコンドウ住民で組織される Dikmen Vadisi 居住権オフィスとは異なり、Mamak の住民運動組織はこの区をもとに形成されている。Dikmen Vadisi¹ との表記の統一のために、以下 Mamak と表記する。

¹⁰ Güzey2009

¹¹ 第1・2段階は前市長 Murat Kalayalçın の時代に終了している。

¹² 1984年～Mehmet Altınsoy,(AP) 1989年～Murat Karayalçın,(SHP)1993年～Vedat Aydın が広域市となつてからの歴代の市長である。現在の市長は1994年から務めている。

¹³ 現在のトルコの政権与党 AKP（公正発展党）の議員である。Dikmen Vadisi では、2009年の地方選挙においては、Merih Gökçek への反対キャンペーンを張るなど政治的活動も行われている〔Orada Hayat Var より〕。

¹⁴ 3.1 で記載のもの。

¹⁵ 2013年9月調査より。

¹⁶ カルチャーブリッジは谷の兩岸を結ぶようにかけられているものであり、その両端には住宅があり、橋の部分には買い物などができるいわゆる「公的空間」が広がっているようなつくりとなっている〔ピルケント大学でのインタビューによる〕。

¹⁷ それぞれの段階は橋によって区切られているのも Dikmen Vadisi の開発の大きな特徴である。

¹⁸ Deniz Baykan Altay 氏の言葉による。

¹⁹ Güzey2009

²⁰ アンカラのという都市空間の形成の歴史は大きく3つの時期に分けられる。3つの時期とは、第1に建国初期の1920年代～1950年代に至る時代、第2に1950年代から1980年代、第3に1980年

以降である。“西欧列強”の脅威を受けて成立したトルコ共和国は、建国直後は近代的すなわち西欧的な国家を目指して都市計画を進めていた。つづく1950年代は、工業化・ゲジェコンドゥの拡大をめぐる葛藤の中で都市政策が行われた。冷戦構造の中で、対共の最前線に置かれたトルコへ、アメリカは莫大な援助を与えます。これはトルコの農業の近代化をもたらし、大規模農業化と工業化の中で、地方から都市への人口流入が進んだ。従来のプランで予測されていた人口規模を大きく上回る人々がアンカラにやってきたことから、プランの見直しを迫られて政策を変遷し、いかに人口流入に対応するかということをめぐる都市政策が進められていく。「工業化」の進む1950年代以降人口の急激な増加が進むとともに、そこに占めるゲジェコンドゥ人口の割合も増加していた。1960年代半ばまではそれゆえに基本的にはゲジェコンドゥ排除の方針がとられます。しかしながら、社会福祉的手段としての重要性も発見され、1966年のゲジェコンドゥ法以降はゲジェコンドゥ容認という政策が進められる1980年代までは中央集権的な国家主導の工業化が進められていたのに対し、1980年代以降は徐々に脱集権化が進められ、地方政府が力を持つようになると同時に、ネオリベリズム的政治へと移行していく。これは1970年代の経済状況を受けたものであり、1980年代後半には自治体サービスの民営化、都市政策においてもネオリベリズム的な政策が進められていく。

²¹ この点に関しては、3.1の資料をもとに考察を進める。

²² 公益財団法人 日本国際問題研究所が公開する資料

(http://www2.jiia.or.jp/pdf/global_issues/h12_kenpo/07turkey.pdf) の澤江史子訳による。

²³ 2013年9月の調査の際には、中東工科大学敷地内における伐採への反対運動、あるいはエジプトやシリアにおける政治的問題やその後の紛争に関わるデモに参加するといった話が聞かれた。

²⁴ イスタンブールで開かれた1996年の第2回国連人間居住会議以降、「居住権」は基本的人権の1つとして位置づけられた。人間の安全保障においては、生存、生活や尊厳を確保するための基本的条件を人々が得られるようなシステムの構築が1つの目的とされている。。そこでは、「適切な住居」という概念により、文化的アイデンティティを考慮した居住環境の重要性が指摘されると同時に、都市再開発や都市美化計画、オリンピックなどの大きなイベントの開催に際しての「強制立ち退き」が人権侵害であるということが確認されている（1997年国連社会権規約委員会「一般的意見」）。そして、この「居住権」を求めて世界各地で住民運動が起きているのである。

²⁵ 今回の調査においては、行政資料へのアクセスへの限界などもあり、開発プロジェクトについて十分に「実証的」に明らかにすることが困難であった。今後は、行政ではなく、そのプロジェクトに関わったプランナーへのインタビュー調査など、異なるアプローチも検討していく必要がみえてきた。

²⁶ UNHCR のロゴの入ったテントを使用しているケースもみられた。

²⁷ クルド語が話せる住民がコミュニケーションをとっているということであった。

²⁸ Massey1993

²⁹ ハーヴェイ 2013

³⁰ マッシー2014

Urbanization and residential movement in Ankara Turkey

Kyoko Ogawa

Since the Republic of Turkey was founded in 1923, squatter settlement called “gecekondu” has developed along with the expansion of urban space in Ankara, the capital city of Turkey. Especially, neo-liberal urban development policy since the 1980s has intensified the oppression promoting gentrification for wealthier residents and businesses. On the other hand, there has been movement among the squatters which resists this trend and protects their place.

In this study, I aim to investigate the recent situation of the urban planning in Ankara from the perspective of “Barınma Hakkı”.